

各都道府県私立学校主管課 御中

スポーツ庁参事官（地域振興担当）

私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）に係る留意事項について

標記補助金に係る令和 5 年度の事業計画については、令和 5 年 6 月 21 日付け 5 ス参地第 5 号において提出を依頼したところではありますが、当該事業計画書の作成及び標記補助金の事務処理については、下記のとおりといたしますので、十分ご留意願います。

記

1. 補助対象事業については、補助金の交付内定を受けた後に事業に着手し(施工業者との契約を含む)、原則、当該年度の 3 月 31 日までに対象の建物等の引き渡しを受ける事業とする。(単年度事業のみを対象とする。)

なお、以下の事業は補助対象外とする。

- ・令和 4 年度以前に事業着手(契約含む)している複数年事業
- ・令和 5 年度の事業内定前に事業着手(契約含む)した単年度事業
- ・事業計画上、契約予定期間や建物完成が令和 6 年度まで渡っている複数年事業

なお、採択方針については別紙のとおりとする。

2. 同一の学校法人から複数の事業申請がある場合は、必ず優先順位を付すこと。また、令和 5 年度についても事務費については補助対象経費としないこととするので、その旨も併せて学校法人に周知すること。

3. 申請額については、別添 1 「補助対象経費一覧表」及び別添 2 「複合施設における対象外経費算出方法」に基づき、精査すること。

4. 水泳プール（屋外）新改築に申請をする場合は、事業計画書等とともに別添の「水泳プール（屋外）新改築に係る一般開放計画」を提出すること。